

特定教育・保育施設等における多子世帯支援の拡充について

【担当省庁】 こども家庭庁

奈良市における取組

(現状・課題)

1. 保育料の多子軽減について

特定教育・保育施設等における0～2歳児の保育料は、国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めることとされており、保育料の多子軽減についても、国の定めにより第2子の保育料を半額、第3子の保育料を無償とする軽減措置が行われている。

しかし、国の定める軽減措置では、第2子の負担軽減は半額に留まり、また、多子のカウント方法についても、未就学の子どもに限る年齢要件や特定教育・保育施設等の利用を条件とする同時入所要件が設けられており、負担軽減の対象とならない多子世帯が存在している。

2. 副食費の徴収免除について

特定教育・保育施設等において提供される食事の費用のうち、副食費については、保護者負担を原則としつつ、年収360万円未満相当の世帯の子どもや、第3子以降（国の定める多子のカウント方法による）の子どもについては、その負担が免除されている。

しかし、副食費の徴収免除についても、国が定める多子のカウント方法により免除対象者が決定されるため、負担軽減の対象とならない多子世帯が存在している。

3. 奈良市の取組について

奈良市では、子育て世代の経済的な負担軽減を図り、安心して希望する数の子を持つ社会の実現に向けて、令和5年4月より、同一生計の子ども全員をカウントの対象とし、負担軽減の対象をすべての多子世帯へと拡大した上で、第2子の保育料を無償とする独自の多子世帯支援の取組を開始した。また、副食費についても、同一生計の子ども全員をカウントの対象とし、第3子の副食費を限度額（月額4,500円）まで軽減する独自の多子世帯支援の取組を開始した。

	軽減内容	軽減対象者	軽減対象者数
保育料	保育料を無償化	同一世帯内で第2子に該当する0～2歳児	約1,300人
副食費	副食費の徴収を限度額(月額4,500円)まで軽減	同一世帯内で第3子以降に該当する3～5歳児	約500人

ただし、これらの多子世帯への支援事業は、すべて市の単独事業として実施するものであり、恒常的な財源確保が課題となっている。

※令和5年度影響額：約3億6千万円

また、現在、市町村独自の事業として保育料等の負担軽減措置が行われており、居住地によって保護者の経済的負担に格差が生じている。保育の提供は国の子育て政策の根幹をなすものであり、その保育料等に居住地による不公平が生じないように、全国一律で負担軽減が図られる必要がある。

国にお願いすること

1. 多子カウントにおける年齢制限・同時入所要件の撤廃

すべての多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料や副食費の徴収免除における多子のカウント方法について、子どもの年齢や同時入所等の要件を令和6年4月から撤廃することを強く要望する。

2. 幼児教育・保育の無償化の対象範囲の拡大

多子世帯に対する全国一律の負担軽減措置として、令和6年4月から、幼児教育・保育の無償化の対象範囲を第2子まで拡大することを強く希望する。

【担当部署】 奈良市保育所・幼稚園課